栃木土木事務所

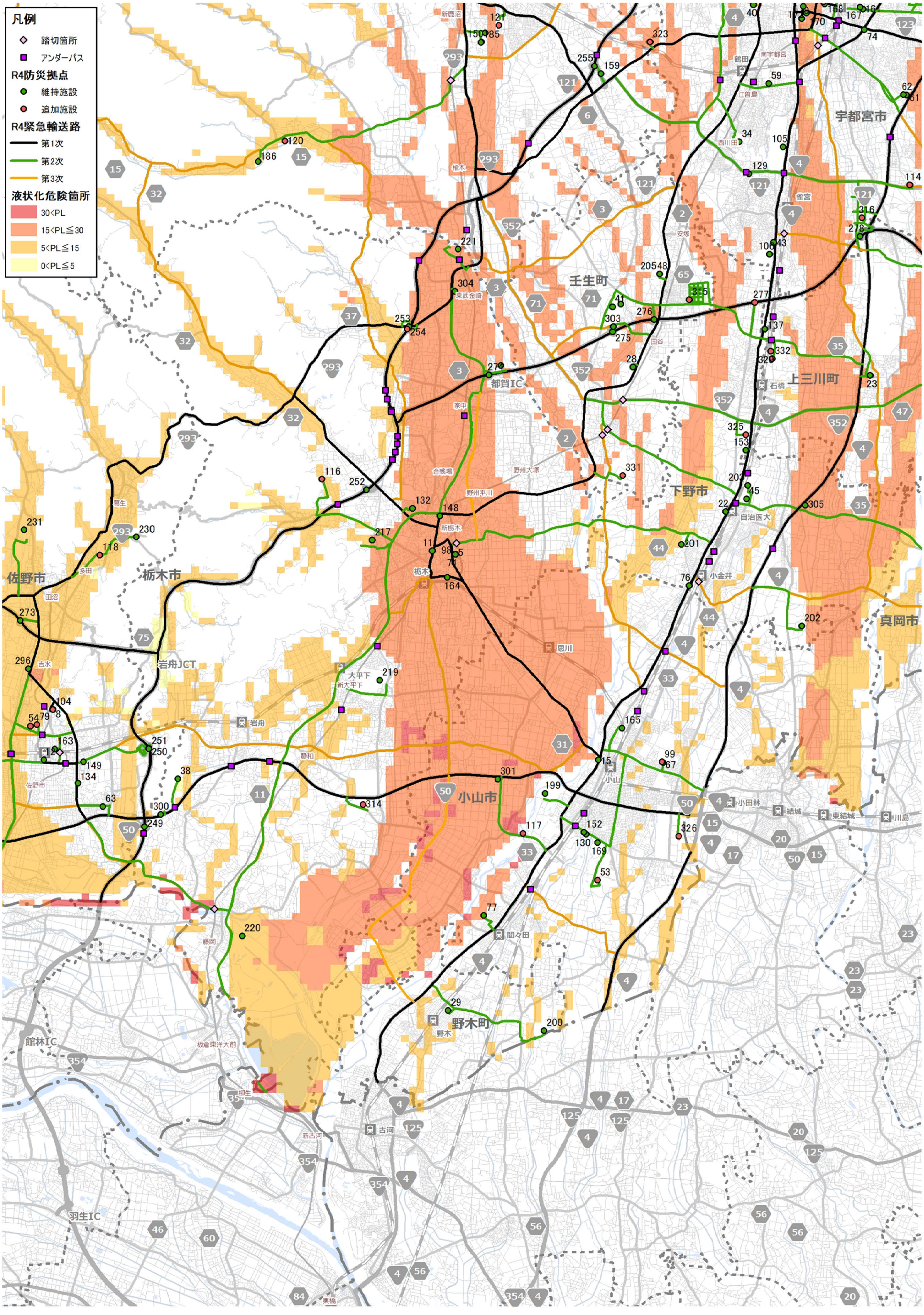
凡例
踏切箇所
アンダーパス
R4防災拠点
維持施設
追加施設
R4緊急輸送路
第1次
第2次
第3次
液状化危険箇所
30<PL
15<PL≦30
5<PL≦15
0<PL≦5
宇都宮市
壬生町
上三川町
下野市
真岡市
小山市
栃木市
佐野市
岩舟JCT
都賀IC
野木町
館林IC
羽生IC

矢板土木事務所

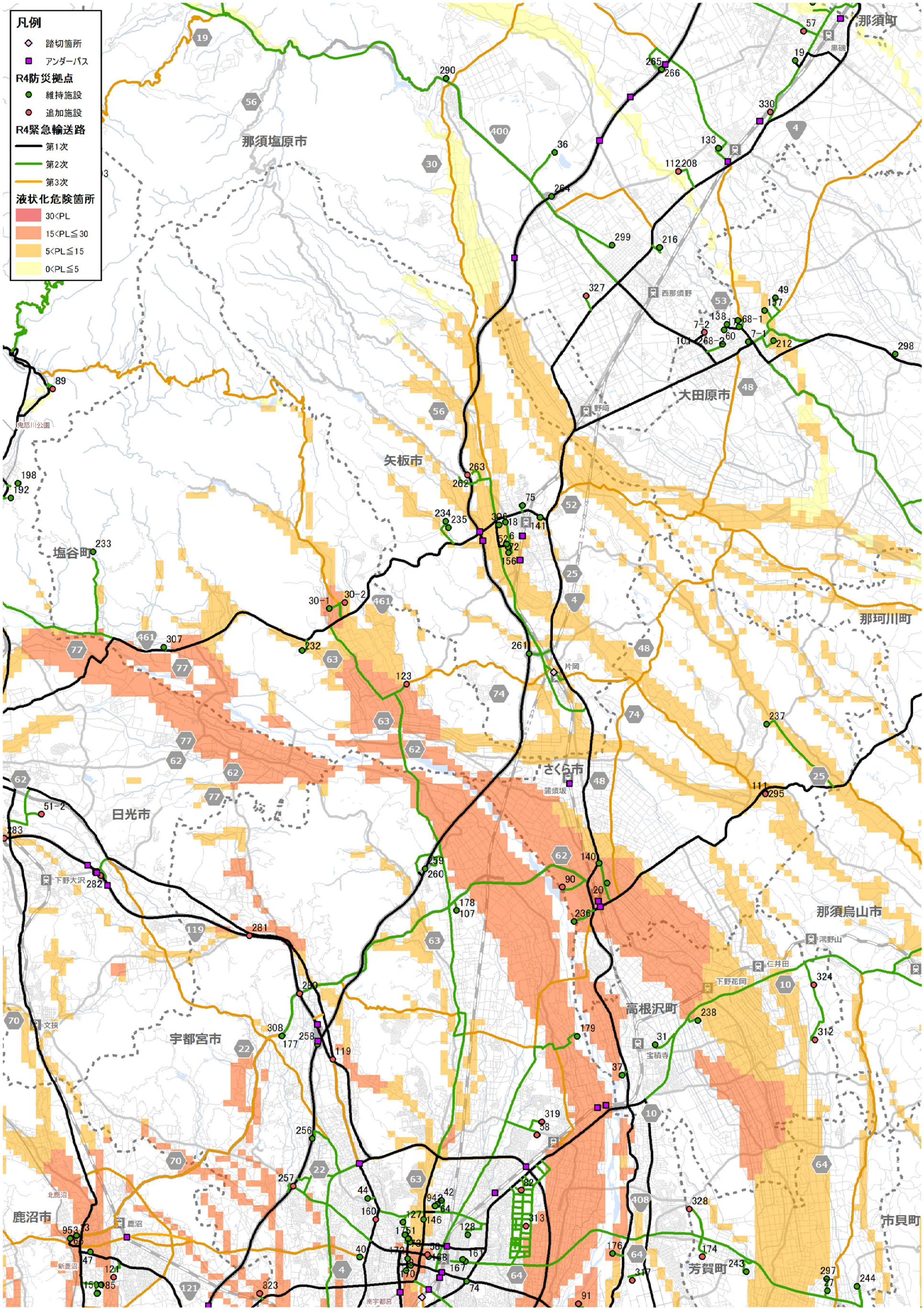
凡例
踏切箇所
アンダーパス
R4防災拠点
維持施設
追加施設
R4緊急輸送路
第1次
第2次
第3次
液状化危険箇所
30<PL
15<PL≦30
5<PL≦15
0<PL≦5
那須塩原市
那須町
矢板市
大田原市
塩谷町
那珂川町
日光市
さくら市
那須烏山市
宇都宮市
高根沢町
芳賀町
市貝町
鹿沼市
片岡
西那須野
野崎
黒磯
蒲須坂
下野大沢
文挟
鹿沼
新鹿沼
北鹿沼
南宇都宮
下野花岡
仁井田
宝積寺
鴻野山
鬼怒川公園

大田原土木事務所

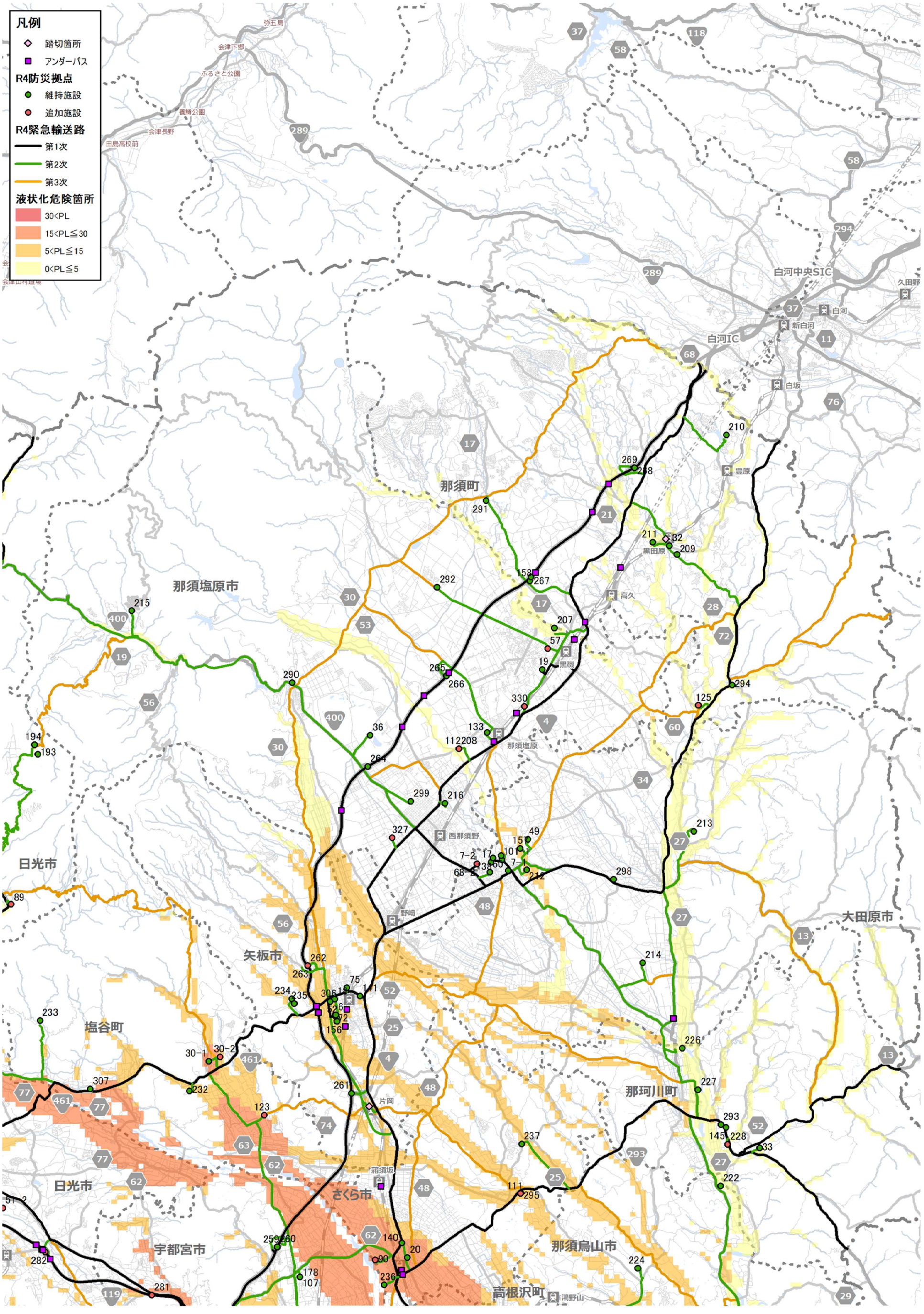
凡例
踏切箇所
アンダーパス
R4防災拠点
維持施設
追加施設
R4緊急輸送路
第1次
第2次
第3次
液状化危険箇所
30<PL
15<PL≦30
5<PL≦15
0<PL≦5
弥五島
会津下郷
ふるさと公園
鶴鳴公園
会津長野
田島高校前
白河中央SIC
久田野
白河
新白河
白河IC
白坂
豊原
那須町
黒田原
高久
黒磯
那須塩原
那須塩原市
西那須野
野崎
日光市
矢板市
塩谷町
片岡
蒲須坂
さくら市
宇都宮市
那珂川町
那須烏山市
高根沢町
大田原市

烏山土木事務所

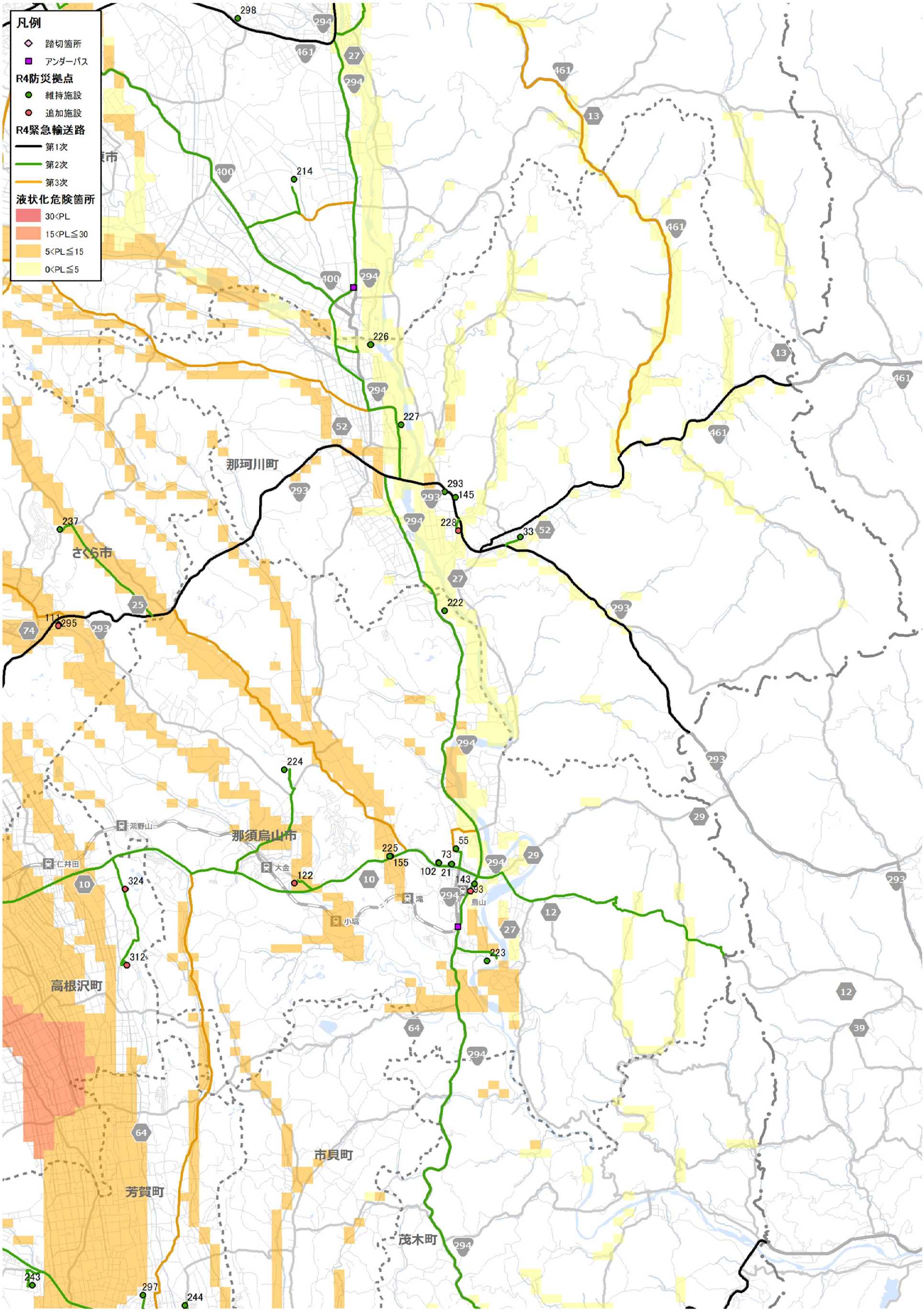
凡例
踏切箇所
アンダーパス
R4防災拠点
維持施設
追加施設
R4緊急輸送路
第1次
第2次
第3次
液状化危険箇所
30<PL
15<PL≦30
5<PL≦15
0<PL≦5
那珂川町
さくら市
那須烏山市
高根沢町
芳賀町
市貝町
茂木町
烏山
大金
小塙
滝
仁井田
鴻野山
298
214
400
226
227
145
293
228
237
295
111
222
224
122
324
312
225
155
102
21
143
93
55
73
223
243
297
244

安足土木事務所

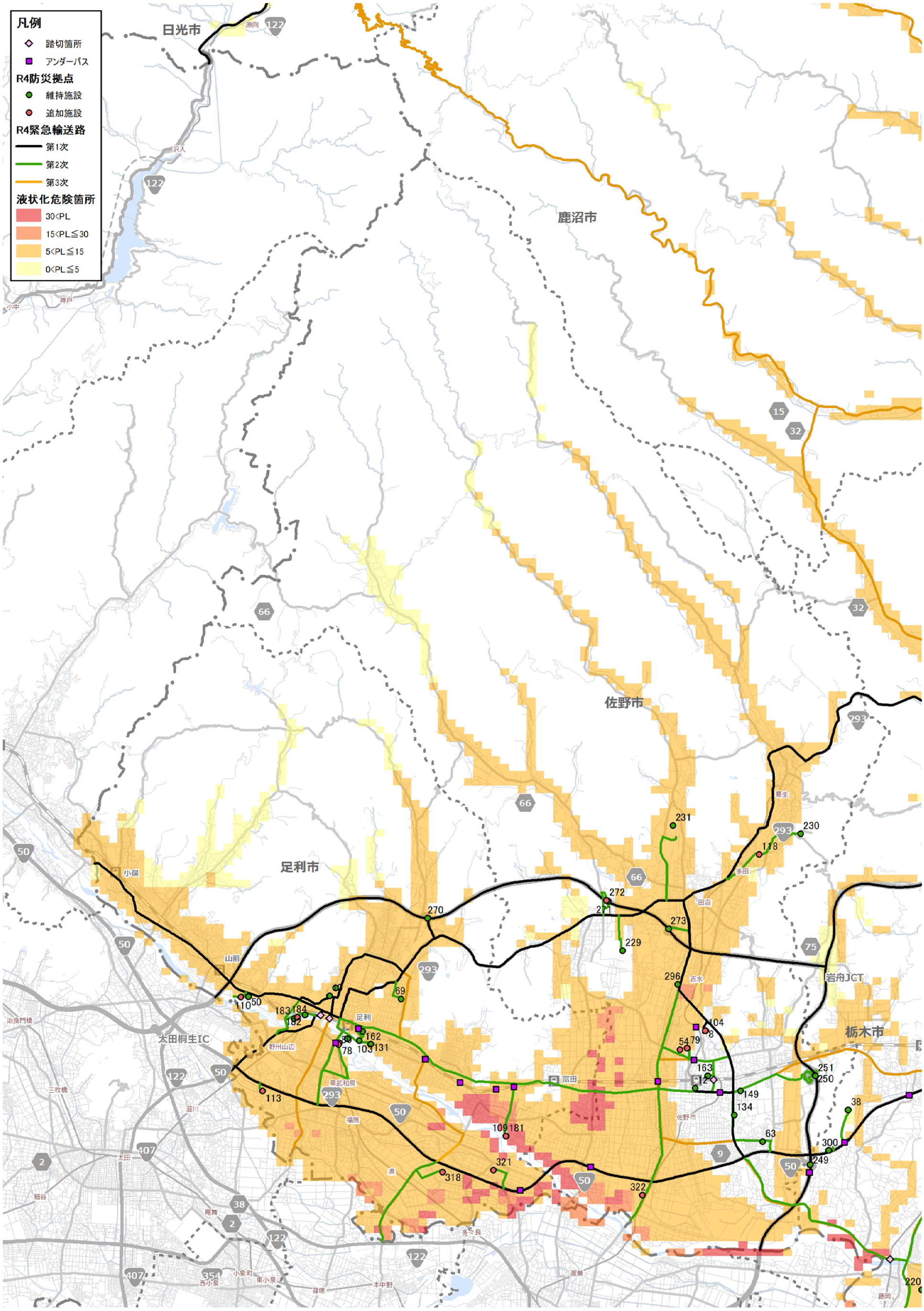
凡例
踏切箇所
アンダーパス
R4防災拠点
維持施設
追加施設
R4緊急輸送路
第1次
第2次
第3次
液状化危険箇所
30<PL
15<PL≦30
5<PL≦15
0<PL≦5
日光市
原向
122
沢入
鹿沼市
15
32
66
佐野市
293
葛生
231
230
118
多田
272
271
273
229
75
岩舟JCT
296
吉水
栃木市
足利市
小俣
50
山前
270
293
69
110
183
184
182
足利
162
103
131
78
野州山辺
太田桐生IC
122
東武和泉
113
福居
109
181
321
318
322
富田
佐野市
104
8
54
79
163
12
149
134
63
251
250
38
300
249
9
220
藤岡
太田
407
細谷
2
38
竜舞
354
西小泉
小泉町
東小泉
篠塚
本中野
多々良
渡瀬
三枚橋
韮川
治良門橋
小中
神戸

５．栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会規約

栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会規約

（名称）

第１条　本会は、「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第２条　「緊急輸送を確保するため必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）は、地震や風水害などの被災直後から、避難･救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき道路であり、ネットワークとして機能し、災害時においても通行機能の確保が求められ、通行機能が損なわれた場合は最優先で道路啓開などの応急復旧を行うべき道路である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワーク計画について策定及び見直しを行うことを目的とする。

（会長）

第３条　会長は、栃木県県土整備部長がこれにあたる。

（協議会）

第４条　協議会の議長は、会長がこれにあたる。

１．協議会は、別表１に掲げるもので組織する。

２．会長が必要と認めた場合は、会長が指名するものを参加させることができるものとする。

（協議会の検討事項）

第５条　協議会は、次の事項に関する検討を行う。

１．緊急輸送道路ネットワーク計画の策定及び見直しに関する事項

２．緊急輸送道路ネットワーク確保の支援に関する事項

（ワーキンググループ）

第６条　協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループを置くことができる。

１．ワーキンググループの設置及び組織構成は協議会において定め、ワーキンググループのリーダーは、栃木県県土整備部道路保全課長とする。

２．ワーキンググループは、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

（運営費用）

第７条　協議会に必要な経費は、それぞれの道路管理者において負担する。

（事務局）

第８条　事務局は、宇都宮国道事務所管理第二課並びに、栃木県 県土整備部道路保全課に置くものとする。

（付則）

第９条　この規約は、平成８(1996)年９月 27 日から施行する。

この規約は、令和４(2022)年８月 26 日から施行する。

別表　1

栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会の組織

会長　　栃木県　県土整備部　部長
副会長　国土交通省　関東地方整備局　宇都宮国道事務所　所長
副会長　栃木県　県土整備部　次長

委員　　国土交通省　関東地方整備局　防災対策技術分析官
委員　　国土交通省　関東地方整備局　道路部　道路情報管理官
委員　　国土交通省　関東地方整備局　道路部　道路計画第一課　課長
委員　　国土交通省　関東地方整備局　道路部　道路管理課　課長

委員　　栃木県　県土整備部　交通政策課　課長
委員　　栃木県　県土整備部　道路整備課　課長
委員　　栃木県　県土整備部　道路保全課　課長
委員　　栃木県　県土整備部　都市整備課　課長
委員　　栃木県　保健福祉部　保健福祉課　課長
委員　　栃木県　県民生活部　危機管理課　課長

委員　東日本高速道路株式会社　関東支社　管理事業部　調査役

委員　栃木県　警察本部　交通部　交通規制課　課長

委員　陸上自衛隊　第 12 特科隊　第 3 科　科長

事務局　国土交通省　関東地方整備局　宇都宮国道事務所　管理第二課
　　栃木県　県土整備部　道路保全課

別表２

緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会ワーキンググループ組織

（メンバー）

栃木県　県土整備部　交通政策課
栃木県　県土整備部　道路整備課
栃木県　県土整備部　道路保全課
栃木県　県土整備部　都市整備課

栃木県　保健福祉部　保健福祉課
栃木県　県民生活部　危機管理課

東日本高速道路株式会社　関東支社　管理事業部　管理事業統括課

栃木県　警察本部　交通部　交通規制課

陸上自衛隊　第 12 特科隊　第３科